

おでかけパスポート取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
おでかけパスポート取扱規則	おでかけパスポート取扱規則
(目的)	(目的)
第1条 長野市の高齢者の使用に供する KURURU カードについて、そのサービス内容と使用条件を定め、もって高齢者福祉の増進と使用者の利便性向上及び業務の適正な遂行を図ることを目的とする。	第1条 長野市の高齢者の使用に供する KURURU カードについて、そのサービス内容と使用条件を定め、もって高齢者福祉の増進と使用者の利便性向上及び業務の適正な遂行を図ることを目的とする。
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 おでかけパスポートに係る取扱については、KURURU取扱規則で定めるほか本規則で定める。	第2条 おでかけパスポートに係る取扱については、KURURU取扱規則で定めるほか本規則で定める。
2 おでかけパスポートの対象路線及びおでかけパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約及び協定書、すざか乗合タクシー運行業務委託契約及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。	2 おでかけパスポートの対象路線及びおでかけパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約及び協定書、すざか乗合タクシー運行業務委託契約及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。
3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。	3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）において適切に判断をする。
(おでかけパスポートの種類)	(おでかけパスポートの種類)
第3条 本協議会が発行するおでかけパスポートの種類は、おでかけパスポート一般カード及びおでかけパスポート障害者カードとし、各カードの総称としておでかけパスポートという。	第3条 本協議会が発行するおでかけパスポートの種類は、おでかけパスポート一般カード及びおでかけパスポート障害者カードとし、各カードの総称としておでかけパスポートという。
2 おでかけパスポートは、個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号等の情報がカードと本協議会のシステムに記録され、券面に氏名等を記載し、記名人本人が使用する KURURU カードをいい、IC 定期乗車券の機能を搭載しない。	2 おでかけパスポートは、個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号等の情報がカードと本協議会のシステムに記録され、券面に氏名等を記載し、記名人本人が使用する KURURU カードをいい、IC 定期乗車券の機能を搭載しない。
(おでかけパスポート障害者カードの使用方法)	(おでかけパスポート障害者カードの使用方法)

改正後	改正前
<p>第4条 おでかけパスポート障害者カードを用いて乗車するときは、バスの降車時に障害者手帳等を乗務員に提示しなければならない。</p> <p>(制限事項)</p>	<p>第4条 おでかけパスポート障害者カードを用いて乗車するときは、バスの降車時に障害者手帳等を乗務員に提示しなければならない。</p> <p>(制限事項)</p>
<p>第5条 おでかけパスポートは、当該記名人以外が使用することはできない。</p> <p>(個人情報の取扱)</p>	<p>第5条 おでかけパスポートは、当該記名人以外が使用することはできない。</p> <p>(個人情報の取扱)</p>
<p>第6条 使用者が長野市長あてに個人情報提供の同意を提出し、本協議会が長野市長から提供を受けた個人情報及び使用者がおでかけパスポートを申し込むときに提出した個人情報は、本協議会が管理する。</p>	<p>第6条 使用者が長野市長あてに個人情報提供の同意を提出し、本協議会が長野市長から提供を受けた個人情報及び使用者がおでかけパスポートを申し込むときに提出した個人情報は、本協議会が管理する。</p>
<p>2 本協議会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。</p> <p>(1) おでかけパスポートの発行・変更・解約・再発行等の申込内容の確認</p> <p>(2) 本協議会から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認</p> <p>(3) 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。</p>	<p>2 本協議会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。</p> <p>(1) おでかけパスポートの発行・変更・解約・再発行等の申込内容の確認</p> <p>(2) 本協議会から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認</p> <p>(3) 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。</p>
<p>3 本協議会は、取得した個人情報を、KURURU 交通事業者及び KURURU 取扱事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。</p> <p>(使用者の同意)</p>	<p>3 本協議会は、取得した個人情報を、KURURU 交通事業者及び KURURU 取扱事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。</p> <p>(使用者の同意)</p>
<p>第7条 使用者は、本規則及び本規則に基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。</p> <p>(発行費)</p>	<p>第7条 使用者は、本規則及び本規則に基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。</p> <p>(発行費)</p>
<p>第8条 本協議会は、おでかけパスポートを発行する際に、発行費としてカード1枚につき300円を収受する。</p>	<p>第8条 本協議会は、おでかけパスポートを発行する際に、発行費としてカード1枚につき300円を収受する。</p>
<p>2 使用者がおでかけパスポートを返却した場合でも、本協議会は発行費を返却しない。</p> <p>(カードの失効)</p>	<p>2 使用者がおでかけパスポートを返却した場合でも、本協議会は発行費を返却しない。</p> <p>(カードの失効)</p>
<p>第9条 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過したおでかけパスポートは失効する。</p>	<p>第9条 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過したおでかけパスポートは失効する。</p>
<p>2 失効した場合、おでかけパスポートに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。</p> <p>(カードの発行)</p>	<p>2 失効した場合、おでかけパスポートに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。</p> <p>(カードの発行)</p>
<p>第10条 おでかけパスポートの発行希望者が、長野市長あての申込書に必要事項を記入し、個人情報提供の同意を併せて提出した上で、引換券を添えて発行を請求したときおでかけパスポートを発行する。なお、おでかけ</p>	<p>第10条 おでかけパスポートの発行希望者が、長野市長あての申込書に必要事項を記入し、個人情報提供の同意を併せて提出した上で、引換券を添えて発行を請求したときおでかけパスポートを発行する。なお、おでかけ</p>

改正後	改正前
<p>パスポート障害者カードの発行希望者は、障害者手帳等を併せて提示しなければならない。</p> <p>2 おでかけパスポートは、原則として同一使用者に対し2枚以上の発行を行わない。 (カードの発行箇所)</p>	<p>パスポート障害者カードの発行希望者は、障害者手帳等を併せて提示しなければならない。</p> <p>2 おでかけパスポートは、原則として同一使用者に対し2枚以上の発行を行わない。 (カードの発行箇所)</p>
<p>第11条 おでかけパスポートは、「別表」のKURURU取扱窓口、長野市役所及び同支所・連絡所で発行する。ただし、窓口等での発行が困難と認められる者に限り、郵送等による発行を行うことができる。</p> <p>2 本協議会は、発行希望者があらかじめ長野市長あて提出した発行箇所又は発行方法に基づき発行する。</p> <p>3 本協議会は、前項で定めた発行箇所以外でおでかけパスポートを発行することができる。 (カードの券面)</p>	<p>第11条 おでかけパスポートは、「別表」のKURURU取扱窓口、長野市役所及び同支所・連絡所で発行する。ただし、窓口等での発行が困難と認められる者に限り、郵送等による発行を行うことができる。</p> <p>2 本協議会は、発行希望者があらかじめ長野市長あて提出した発行箇所又は発行方法に基づき発行する。</p> <p>3 本協議会は、前項で定めた発行箇所以外でおでかけパスポートを発行することができる。 (カードの券面)</p>
<p>第12条 おでかけパスポートは、その券面に表示すべき事項が不明となったときは、使用することができない。</p> <p>2 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。 (改氏名によるおでかけパスポートの書換え)</p>	<p>第12条 おでかけパスポートは、その券面に表示すべき事項が不明となったときは、使用することができない。</p> <p>2 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。 (改氏名によるおでかけパスポートの書換え)</p>
<p>第13条 使用者がおでかけパスポートに記録された氏名を改めた場合は、当該おでかけパスポートは使用することができない。</p> <p>2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書換えを請求しなければならない。 (無効となる場合)</p>	<p>第13条 使用者がおでかけパスポートに記録された氏名を改めた場合は、当該おでかけパスポートは使用することができない。</p> <p>2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書換えを請求しなければならない。 (無効となる場合)</p>
<p>第14条 おでかけパスポートは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として使用不可とする。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合</p> <p>(2) 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートを使用した場合</p> <p>(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って発行したおでかけパスポートを使用した場合</p> <p>(4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合</p> <p>(5) 偽造、変造その他不正に作成されたおでかけパスポート若しくはSFを使用した場合</p> <p>(6) 使用者の故意又は重大な過失によりおでかけパスポートが障害状態</p>	<p>第14条 おでかけパスポートは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として使用不可とする。</p> <p>(1) 記名人以外の者が使用した場合</p> <p>(2) 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートを使用した場合</p> <p>(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って発行したおでかけパスポートを使用した場合</p> <p>(4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合</p> <p>(5) 偽造、変造その他不正に作成されたおでかけパスポート若しくはSFを使用した場合</p> <p>(6) 使用者の故意又は重大な過失によりおでかけパスポートが障害状態</p>

改正後	改正前
<p>となったと認められる場合 (7) 死亡又は長野市に住所を有しなくなった場合 (8) その他不正行為と認められる場合 (紛失再発行)</p>	<p>となったと認められる場合 (7) 死亡又は長野市に住所を有しなくなった場合 (8) その他不正行為と認められる場合 (紛失再発行)</p>
<p>第 15 条 おでかけパスポートの記名人が、当該おでかけパスポートを紛失した場合で、記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が本協議会のシステムに登録されている場合は、紛失したおでかけパスポートの使用停止措置を行い、再発行の手続きをする。</p> <p>2 前項により使用停止措置を行った当該おでかけパスポートは、次の各号の条件を満たす場合に限り、使用停止申請日の3日後から14日以内に、当該おでかけパスポート裏面に刻印されたものと異なるカード番号のおでかけパスポートを再発行する。</p> <p>(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する使用者が当該おでかけパスポートの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 再発行申請書を提出すること。</p> <p>3 前項により再発行の取扱を行う場合は、再発行するおでかけパスポート1枚につき発行費300円を現金で収受する。</p> <p>4 当該おでかけパスポートの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。</p> <p>(免責事項)</p>	<p>第 15 条 おでかけパスポートの記名人が、当該おでかけパスポートを紛失した場合で、記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が本協議会のシステムに登録されている場合は、紛失したおでかけパスポートの使用停止措置を行い、再発行の手続きをする。</p> <p>2 前項により使用停止措置を行った当該おでかけパスポートは、次の各号の条件を満たす場合に限り、使用停止申請日の3日後から14日以内に、当該おでかけパスポート裏面に刻印されたものと異なるカード番号のおでかけパスポートを再発行する。</p> <p>(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する使用者が当該おでかけパスポートの記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 再発行申請書を提出すること。</p> <p>3 前項により再発行の取扱を行う場合は、再発行するおでかけパスポート1枚につき発行費300円を現金で収受する。</p> <p>4 当該おでかけパスポートの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。</p> <p>(免責事項)</p>
<p>第 16 条 おでかけパスポートを紛失し、又は盗難にあった場合等に、使用者が当該おでかけパスポートの紛失再発行の取扱を行わなかった場合、或いは再発行の申し出のあった日及びその翌日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた使用者の損害については、本協議会はその責めを負わない。</p> <p>(おでかけパスポートの解約)</p>	<p>第 16 条 おでかけパスポートを紛失し、又は盗難にあった場合等に、使用者が当該おでかけパスポートの紛失再発行の取扱を行わなかった場合、或いは再発行の申し出のあった日及びその翌日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた使用者の損害については、本協議会はその責めを負わない。</p> <p>(おでかけパスポートの解約)</p>
<p>第 17 条 使用者は、おでかけパスポートの SF 残額の払戻しを請求することができる。</p> <p>2 前項の規定によりおでかけパスポートの解約が請求された場合、本協議会は、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により、当該記名人本人であることを証明したときに限り、払戻しを行う。</p>	<p>第 17 条 使用者は、おでかけパスポートの SF 残額の払戻しを請求することができる。<u>この場合、使用者は、手数料として KURURU カード1枚につき 200 円を支払うものとする。ただし、SF 残額が 200 円に満たない場合は、当該残額分とする。</u></p> <p>2 前項の規定によりおでかけパスポートの解約が請求された場合、本協議会は、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により、当該記名人本人であることを証明したときに限り、払戻しを行う。</p>

改正後	改正前
<p>3 カードの返却を伴わない場合は、申請日の3日後から14日以内に払戻しを行う。 (おでかけパスポート障害者カードへの変更)</p> <p>第18条 使用者が、おでかけパスポートを差し出して、おでかけパスポート障害者カードへの変更を申し出た場合、SF残額は返金し、手数料は徴収しない。 (代理人による各種申込み等)</p> <p>第19条 次の各号に定める取扱について、代理人による取扱を認める。 (1) おでかけパスポートの発行 (2) おでかけパスポート障害者カードへの変更 (3) 再発行の申込み及び再発行されたおでかけパスポートの受取り (4) おでかけパスポートの解約</p> <p>2 代理人による取扱時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを提示することでそれに応じるものとする。ただし、おでかけパスポートの発行時において、引換券を差し出した場合は必要としない。 (1) 記名人本人の公的証明書等及び代理人との続柄が記載された公的証明書等 (2) 記名人本人からの委任状 (規則等の変更)</p> <p>第20条 本規則が改定された場合、以後のおでかけパスポートに係る取扱については、改定された規則を適用する。</p> <p>2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。 附 則 本規則は、平成24年9月28日から施行する。 附 則 本規則は、平成25年10月1日から施行する。 附 則 本規則は、令和2年12月1日から施行する。 附 則 本規則は、令和6年7月16日から施行する。</p>	<p>3 カードの返却を伴わない場合は、申請日の3日後から14日以内に払戻しを行う。 (おでかけパスポート障害者カードへの変更)</p> <p>第18条 使用者が、おでかけパスポートを差し出して、おでかけパスポート障害者カードへの変更を申し出た場合、SF残額は返金し、手数料は徴収しない。 (代理人による各種申込み等)</p> <p>第19条 次の各号に定める取扱について、代理人による取扱を認める。 (1) おでかけパスポートの発行 (2) おでかけパスポート障害者カードへの変更 (3) 再発行の申込み及び再発行されたおでかけパスポートの受取り (4) おでかけパスポートの解約</p> <p>2 代理人による取扱時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを提示することでそれに応じるものとする。ただし、おでかけパスポートの発行時において、引換券を差し出した場合は必要としない。 (1) 記名人本人の公的証明書等及び代理人との続柄が記載された公的証明書等 (2) 記名人本人からの委任状 (規則等の変更)</p> <p>第20条 本規則が改定された場合、以後のおでかけパスポートに係る取扱については、改定された規則を適用する。</p> <p>2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。 附 則 本規則は、平成24年9月28日から施行する。 附 則 本規則は、平成25年10月1日から施行する。 附 則 本規則は、令和2年12月1日から施行する。</p>

改正後		改正前																					
【別表】	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">取 扱 窓 口</td> <td>K U</td> <td>くるるカードセンター</td> </tr> <tr> <td>R U</td> <td>アルピコ交通営業所等</td> </tr> <tr> <td>R U</td> <td>長電バス営業所等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">長野市役所及び同支所・連絡所</td> </tr> </table>	取 扱 窓 口	K U	くるるカードセンター	R U	アルピコ交通営業所等	R U	長電バス営業所等	長野市役所及び同支所・連絡所			【別表】	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">取 扱 窓 口</td> <td>K U</td> <td>くるるカードセンター</td> </tr> <tr> <td>R U</td> <td>アルピコ交通営業所等</td> </tr> <tr> <td>R U</td> <td>長電バス営業所等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">長野市役所及び同支所・連絡所</td> </tr> </table>	取 扱 窓 口	K U	くるるカードセンター	R U	アルピコ交通営業所等	R U	長電バス営業所等	長野市役所及び同支所・連絡所		
取 扱 窓 口	K U		くるるカードセンター																				
	R U		アルピコ交通営業所等																				
	R U	長電バス営業所等																					
長野市役所及び同支所・連絡所																							
取 扱 窓 口	K U	くるるカードセンター																					
	R U	アルピコ交通営業所等																					
	R U	長電バス営業所等																					
長野市役所及び同支所・連絡所																							